

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成31年2月7日(2019.2.7)

【公開番号】特開2017-125070(P2017-125070A)

【公開日】平成29年7月20日(2017.7.20)

【年通号数】公開・登録公報2017-027

【出願番号】特願2017-85277(P2017-85277)

【国際特許分類】

A 6 1 K 8/37 (2006.01)

A 6 1 K 8/891 (2006.01)

A 6 1 Q 5/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 8/37

A 6 1 K 8/891

A 6 1 Q 5/00

【手続補正書】

【提出日】平成30年12月17日(2018.12.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

下記(A)～(C)の成分が配合されており、

下記(A)成分の配合量が1質量%以上、

下記(C)成分の配合量が50～90質量%であって、

濡れた毛髪に塗布後、洗い流さずに前記毛髪を乾燥させる方法で使用されることを特徴とする非水系毛髪化粧料。

(A) 紫外線吸収剤

(B) 安息香酸アルキル、または、安息香酸アルキルおよびイソノナン酸2-エチルヘキシル

(C) 振発性の環状シリコーン

【請求項2】

(D) 振発性の直鎖状ジメチルポリシロキサンが更に配合されている請求項1に記載の非水系毛髪化粧料。

【請求項3】

上記(C)として、(c1)デカメチルシクロペンタシロキサンと(c2)ドデカメチルシクロヘキサシロキサンとが配合されている請求項1または2に記載の非水系毛髪化粧料。

【請求項4】

(E) マカデミアナッツ油またはメドウフォーム油が更に配合されている請求項1～3のいずれか1項に記載の非水系毛髪化粧料。

【請求項5】

前記(A)成分の配合量が10質量%以下である請求項1～4のいずれか1項に記載の非水系毛髪化粧料。

【請求項6】

前記(B)成分の配合量が2質量%以上である請求項1～5のいずれか1項に記載の非

水系毛髪化粧料。

【請求項 7】

前記 (B) 成分の配合量が 10 質量 % 以下である請求項 1 ~ 6 のいずれか 1 項に記載の非水系毛髪化粧料。

【請求項 8】

エタノールを含まない請求項 1 ~ 7 のいずれか 1 項に記載の非水系毛髪化粧料。

【請求項 9】

請求項 1 ~ 8 のいずれか 1 項に記載の非水系毛髪化粧料を用いた毛髪処理方法。